

5 地域の木材を使ったZEH及びZEBの推進について

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガス排出量の約30%を占める家庭部門と業務部門において、一層の省エネ・創エネを推進する必要がある。

令和3年4月改正後の「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）では、延べ面積300㎡未満の非住宅建築物及び全ての住宅には、省エネ基準適合の義務がない。

その上、断熱・遮熱性能（外皮性能）に係る基準については、全ての建築物について適合が義務付けられていない。

また、住宅などの建築物においては、省エネ・創エネによって消費する年間のエネルギー収支がゼロのZEH、ZEBの推進が重要である。

さらに、建築物の構造材や内装材に地域の木材を利用することで、二酸化炭素の固定や輸送時等のエネルギー消費も削減できる。それに加え、木材の地産地消を通じて、新たな事業や雇用を生み出し、資源と資金が循環する「地域の木材による自立分散型社会」の実現にもつながる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 建築物省エネ法における省エネ基準適合義務の対象を全ての建築物に直ちに拡大すること。また、外皮性能についても、全ての建築物を対象に基準を設け、直ちに義務化すること。特に、住宅については、再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの基準への適合を直ちに義務化すること。

- 2 Z E H、Z E B化を誘導するため、新築、既存に関わらず、税制優遇措置を講じること。
- 3 Z E H、Z E Bの普及のために、新築、既存に関わらず、関係省庁の補助金を組み合わせて活用できるよう制度を検討すること。
- 4 構造材や内装材に地域の木材を使ったZ E H、Z E Bを推進する都道府県の取組に対する支援制度を創設すること。